

第3回

世田谷区教育振興基本計画策定委員会

教育委員会事務局 令和5年12月1日

■ 次第

1. パブリックコメントの実施結果について（別紙 1 を参照）
2. 児童・生徒の意見募集の実施結果について（別紙 2 を参照）
3. 教育振興基本計画（素案）からの主な変更点（別紙 3 を参照）
4. 世田谷区教育振興基本計画（案）について（概要版）
本文は別紙 4 を参照
5. 意見交換

■ 教育振興基本計画（案）について（概要版）

構成案について

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 第2次世田谷区教育ビジョンを振り返って
2. 教育振興基本計画の位置付け・構成
3. 子どもを主体とした教育への転換
4. 教育目標へとつながる考え方(共に学び、共に育つ上で大切にしたいこと)
5. 教育目標と基本方針

第2章 実施計画(行動計画)

1. 計画の進捗状況の把握
2. 実施計画(行動計画)

資料編

1. 世田谷区の教育関連データ
2. 世田谷区教育振興基本計画策定委員会
3. 計画の検討経過
4. 子どもたちの意見

■ 教育振興基本計画（案）について（概要版）

こども基本法第3条の基本理念

★全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

★全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

■ 子どもを主体とした教育への転換

子どもの権利条約やこども基本法における「子どもを個人として尊重する」「子どもの意見を尊重する」などの基本理念を踏まえ、子ども自身が意見を率直に言える環境を整え、子どもが様々なことに参画し、子ども自身が表明した意見や考えが反映できる仕組みを整えていく。

また、子どもを主体とした教育について、子どもの学びや成長に関わる全ての関係者と共通理解を深めることに取り組んでいく。

■ 教育目標へとつながる考え方（共に学び、共に育つ上で大切にしたいこと）

子どもも大人も一人ひとりが生涯にわたり、世田谷区が目指す教育の当事者として共に学び共に育つ上で大切にしたい考え方

自分のよさや
可能性を信じる

違いを認め、思いやり、学び合う

社会の創り手として
行動する

■ 教育振興基本計画（案）について（概要版）

■ 教育目標 『幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育』

子どもも大人も一人ひとりが学びの主体として、自分の可能性を信じ人生をデザインしながら自分らしく生きていくことが重要です。予測困難な時代においても、それぞれが思い描く未来を自分らしく生きるために、自らが課題に向き合い、判断して行動できるよう、『幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育』を教育目標に掲げ推進します。

基本方針 1

「新しい知を創造する」

時代は変化しており、活力あふれる社会の実現とその持続的な発展のために、多様な人々が連携・協働することが重要です。デジタルテクノロジーやICTを効果的に活用しながら、論理的、構造的思考力を養い、子どもたちが有益な情報を選択し、創造的に活用することが必要です。デジタルリテラシーを養いデジタル・シティズンシップの考え方を身に付け、粘り強く多様な知を結集し、新たな価値を見出せるよう取り組みます。

基本方針 2

「地球の一員として行動する」

異なる価値観への理解を深め、多様性と包摂性を大切にするとともに、持続可能な社会のために地球上で起こる様々な課題を自分事として受け止め、柔軟な思考力と課題解決能力を養い、協働して解決することが大切です。このようにすぐに答えの出ない課題に対して、自らの可能性を信じながら、地球規模の視野を持ち創造的な解決策を見出せる資質や能力を育てていきます。

基本方針 3

「多様性を受け入れ自分らしく生きる」

社会の多様化が進む中で、他者を思いやり、違いを認め支え合いながら、共に学び共に育つインクルーシブ教育に基づく多様な価値観を共有することが必要です。文化や言語、国籍、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、障害の有無等に関わらず、誰もが協力しお互いを高め合いながら、自分らしく豊かな人生を切り拓いていける力を育てていきます。

基本方針 4

「共に学び成長し続ける」

生涯を通して学び、自己実現を図るとともに、学びの成果を地域社会に還元することが社会の持続的な発展につながります。子どもも大人も学び合い、共に成長し続けるためには、新しい知識や経験に対して探究心を持つことが必要です。学びの輪を広げ、地域教育力の向上を目指し、連携・協働を推進し、生涯学習の基盤を整備していきます。

■ 教育振興基本計画（案）について（概要版） 実施計画（行動計画）の体系

基本方針	取組み項目	施策名
1. 新しい知を創造する	1 乳幼児教育・保育の充実	①乳幼児教育支援センター機能の充実 ②区立幼稚園の集約化及び機能充実 ③保育者等の資質及び専門性の向上 ④幼稚園・保育所（施設）・認定こども園・小学校の連携 ⑤「学び舎」による学校運営の推進
	2 知を創造する学びの推進	①キャリア・未来デザイン教育の推進★ ②教育D Xの更なる推進★ ③「学び舎」による学校運営の推進（再掲） ④個に応じた学習支援 ⑤S T E A M教育の充実★ ⑥読書力の向上 ⑦教員研修の充実
	3 社会の担い手の育成	①社会とかかわる体験活動の推進 ②主権者教育の推進
	4 新たな学びの場の確保 (多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり)	①新たな特例校の開設・運営★ ②「学び舎」と「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」の機能を生かした学びの活性化★ ③魅力ある学校・園づくりモデル校による実践研究★ ④まちの学びの拠点・プラットフォームの構築 ⑤新たな学びの場の環境整備★
	5 教育環境の整備	①円滑な学校改築の推進 ②安全・安心の学校施設の改修・整備 ③学校の適正規模化への対応、小学校3 5人学級に対応した教室の確保 ④環境に配慮した学校づくり ⑤学校給食施設の整備 ⑥「小学校プール施設のあり方」を踏まえた学校施設整備の推進 ⑦新B O P事業の充実
	6 子どもの安全・安心の確保	①園児・児童・生徒の安全確保 ②防災・安全教育の推進 ③地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進
	7 学校への支援と働き方改革	①学校への支援体制の強化★ ②教育D Xの更なる推進★（再掲） ③中学校部活動の地域移行の推進 ④中学校部活動の地域連携の強化

■ 教育振興基本計画（案）について（概要版） 実施計画（行動計画）の体系

基本方針	取組み項目	施策名
2. 地球の一員として行動する	1 グローバル人材の育成・国際理解教育の推進	①英語教育の推進 ②国際理解教育の推進 ③日本語支援及び生活基盤の充実 ④教科「日本語」の取組み
	2 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	①環境・エネルギー教育の推進 ②キャリア・未来デザイン教育の推進★（再掲） ③防災・安全教育の推進（再掲） ④地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進（再掲）
	3 社会の担い手の育成（再掲）	①社会とかわる体験活動の推進（再掲） ②主権者教育の推進（再掲）
3. 多様性を受け入れ自分らしく生きる	1 インクルーシブ教育の推進	①インクルーシブ教育の推進★
	2 特別支援教育の充実	①特別支援教育の充実★ ②特別支援学級等の整備・充実★
	3 不登校支援の充実	①総合的な相談体制の充実★ ②ほっとスクール（教育支援センター）の拡充 ③ほっとルーム設置校の拡大★ ④オンライン支援事業の充実 ⑤学びの多様化学校分教室の運営★ ⑥新たな特例校の開設・運営★（再掲）
	4 いじめ防止等の総合的な推進	①いじめ防止プログラム及びいじめを予防するための授業の工夫 ②児童・生徒の学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査と教員のいじめ防止等に関する意識・指導力の向上 ③いじめ防止等対策連絡会及びいじめ問題対策専門委員会の取組み ④教育支援チームによる対応の強化 ⑤人権教育の推進（再掲） ⑥道徳教育の推進（再掲）

■ 教育振興基本計画（案）について（概要版） 実施計画（行動計画）の体系

基本方針	取組み項目	施策名
3. 多様性を受け入れ自分らしく生きる	5 健やかな心身の育成	①心と体の健康づくり ②食育の推進 ③児童・生徒が体験・体感する機会の確保 ④新・才能の芽を育てる体験学習の充実
	6 人権教育・道徳教育の充実	①人権教育の推進 ②道徳教育の推進 ③社会とかかわる体験活動の推進（再掲） ④主権者教育の推進（再掲）
4. 共に学び成長し続ける	1 家庭・地域との学びの連携	①家庭教育への支援 ②家庭の教育力向上のための支援
	2 地域で支える教育活動の推進	①学校と地域が連携する取組みへの支援 ②P T A 連合体への支援 ③各種団体への支援の充実 ④区立学校の魅力アップ ⑤学校評価システムの改善・充実
	3 生涯学習・社会教育の充実	①知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実★ ②地域での生涯学習事業の推進★ ③郷土を知り次世代へ継承する取組み★ ④社会教育の充実★ ⑤青少年教育の推進 ⑥福祉教育の推進
	4 地域の教育力の活用	①高校・大学・企業等との連携の推進★ ②中学校部活動の地域移行の推進（再掲） ③中学校部活動の地域連携の強化（再掲） ④新・才能の芽を育てる体験学習の充実（再掲）
	5 地域社会との協働	①総合型地域スポーツ・文化クラブによるスポーツ・文化活動の促進

■ 教育振興基本計画（案）について（概要版） 重点取り組み施策（一部抜粋）



1 - 4 新たな学びの場の確保 (多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり)

① 新たな特例校の開設・運営

「ねいろ」の運営での知見を踏まえつつ、不登校を経験した子どもたちそれぞれが思い描く通いたくなる学校像を希求し、新たな特例校の開設に向けて検討します。



区内の地域資源の協力を得ながら、子どもが主体的に興味を持ち、チャレンジを後押しする教育課程を整えていきます。



② 「学び舎」と「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」の機能を生かした学びの活性化

高校・大学・企業等の地域の教育力を活用し、「まち」と学校をつなぐために「学び舎」や地域運営学校機能を生かして、好奇心やコミュニケーション能力など数値で測ることができない非認知能力を伸ばす取り組みを進めます。



③ 魅力ある学校・園づくりモデル校による実践研究

学校・園と地域が協働して取り組んできた教育活動を活性化し、各学校や地域の特色を生かした教育課程の工夫により、新たな学びの創出に向け、魅力ある学校づくりを進めます。



④ まちの学びの拠点・プラットフォームの構築

まち全体を学びの場と捉え、子どもたちの多様な学びを支援するためのアセスメントや探究プログラムを開発し、学校・家庭・サードプレイスと子どもたちをつなぐプラットフォームの構築に向けた取り組みを進めます。



⑤ 新たな学びの場の環境整備

多様な個性のある子どもたちがいきいき過ごせる環境整備を行い、誰もが通いたくなる学校環境の実現を目指します。



個々の児童・生徒が個性を発揮する多彩な活動場所となるよう、居心地のよい居場所づくりの検討を進めます。

新たに開設を検討する特例校をモデル校として、内装や備品等趣向を凝らすイメージで整備検討を進めます。
また、当事者である児童・生徒の意見聴取を行い整備プランに反映させるとともに、整備後はモデル校の評価検証を行った上で、区立学校への展開を検討します。



■ 教育振興基本計画（案）について（概要版） 重点取り組み施策（一部抜粋）

1 - 7 学校への支援と働き方改革

① 学校への支援体制の強化

令和6年度中に教育委員会が主体的・計画的に取り組むための目標を定める「(仮称)学校における働き方改革アクションプラン」を策定し、働き方改革を推進します。



教育支援チームや特別支援教育巡回グループの効果的な活用、不登校支援グループにより学校を支援します。



世田谷区の特色を深く理解した教員を独自に採用することで、世田谷区の教育の安定を目指し、任用制度を検討します。



学校徴収金事務の負担軽減を図るため、民間サービスの導入等、様々な手法を検討します。



教職員が心身ともに健康で教育に携わることができるように、学校におけるメンタルヘルス対策の充実を図ります。



児童生徒の多様な体験の機会を広げるとともに、教員の働き方改革の推進のため、土曜授業の見直しを行います。



② 教育DXの更なる推進

児童・生徒の個別最適な学びの実現を目指し、出欠状況や学習データ等の教育データ利活用が効果的に行える環境の整備を図ります。

教員のリモートワーク環境の整備やWeb会議ツール等の更なる活用等を図り、教員の業務負担軽減を目指します。

③ 中学校部活動の地域移行の推進

中学校部活動の地域移行が地域の多様な主体による持続可能性のある活動となるよう、課題を検討し、長期的な方針をもって取り組みます。また、将来にわたり子どもたちが地域でスポーツや文化・芸術に親しむことができる環境整備を進めます。



中学校部活動の受け皿となる地域クラブ活動を担う総合型スポーツ・文化クラブや地域団体等の活動に対する支援の充実を図ります。

④ 中学校部活動の地域連携の強化

中学校部活動の地域移行に準ずる形として、教員の負担を軽減し、部活動を継続的・安定的に支えるための基盤として、地域の人材や、保護者、大学生の協力により、技術指導や指導補助等を担う「部活動支援員制度」の充実を図ります。



教員の負担軽減を図るため、部活動支援員や学生の審判資格の取得等の支援を行い、大会の審判員を派遣する仕組みの構築等を研究します。



■ 教育振興基本計画（案）について（概要版） 重点取り組み施策（一部抜粋）

3-3 不登校支援の充実

① 総合的な相談体制の充実

教育相談件数が増加する中で、教育相談全体をまとめ、適時適切に対応できる支援体制を確保するとともに、教育と福祉の連携体制を強化します。



世田谷区子ども・若者支援協議会「不登校・引きこもり支援部会」の会議体を通じて、相互の支援情報を共有するなど、更なる連携強化を図ります。

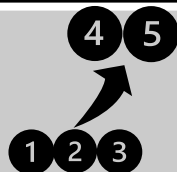


教育相談の組織体制を見直し、必要な人員の拡充など、計画的な相談体制の充実を図ります。



② ほっとスクール（教育支援センター）の拡充

不登校児童・生徒数の推移や動向を注視しながら、ほっとスクールの増設による受け入れ体制の拡充を行います。また、増設にあたっては、地域バランスを考慮し、5地域への展開を前提に整備を進めます。



烏山地域の増設については、開設地の選定を進めるとともに、ほっとスクール尾山台の狭あい化解消のため、移転も含めた検討を進めます。

③ ほっとルーム設置校の拡大

「ほっとルーム」の区立小・中学校全校への設置を目指します。



学校改築及び改修計画に合わせ「ほっとルーム」を子どもの居場所として適切な環境整備を進めます。



④ オンライン支援事業の充実

令和5年6月より、どこにもつながっていない不登校又は不登校の傾向がある児童・生徒を対象に、オンラインを活用した「ほっとルームせたがYah！オンライン」事業を開始しました。本事業について、評価・検証を行い、その検証結果に基づき、事業内容を見直すなど充実を図ります。



⑤ 学びの多様化学校分教室の運営

令和4年4月に開設した学びの多様化学校分教室「ねいろ」について、運営状況の評価・検証結果に基づき改善・充実を図ります。



⑥ 新たな特例校の開設・運営

「ねいろ」の運営での知見を踏まえつつ、不登校を経験した子どもたちそれぞれが思い描く通いたくなる学校像を希求し、特例校の開設に向けて検討します。



区内の地域資源の協力を得ながら、子どもが主体的に興味を持ち、チャレンジを後押しする教育課程を整えていきます。

